

令和7年度東根市住まい応援事業手引き

目次

●令和7年度の改正点	2
●新築工事、リフォーム工事をされる方へ	3
●県の要件工事について	3
●世帯要件について	3
●手続きの流れについて	4
1 補助の対象となる要件	4
2 交付申請	5
3 変更（廃止）承認申請	7
4 実績報告	8
5 補助金請求	9
●写真撮影時の注意事項	9
●申請書の記載例	12

●令和7年度の変更点

1 県要件該当工事の実績報告書提出日について

県要件該当工事の場合、令和8年2月17日まで実績報告書を提出することが補助要件となります。

※市単独補助の場合は、令和8年3月17日まで実績報告書を提出できることが補助要件となります。

2 県の要件工事について

・県の要件工事について、「減災対策」が廃止となりました。（減災対策については耐震改修の交付要綱に統合）

●新築工事、リフォーム工事をされる方へ

令和7年4月1日より東根市住まい応援事業の申請受付を開始します。

世帯要件	補助率・補助金額	
	市単独 (新築工事や県要件に 該当しない工事)	県要件工事該当 (下記県要件①～④に該当する工事)
一般世帯 (下記以外)	市：1/10 (上限 15 万円)	市：1/10 (上限 12 万円) 県：1/10 (上限 12 万円)
新婚・移住・ 子育て世帯		市：1/6 (上限 15 万円) 県：1/6 (上限 15 万円)

●県の要件工事について

- ①寒さ対策・断熱化工事 (例：天井・外壁などに断熱材使用。窓を二重サッシに変えるなど)
- ②バリアフリー化工事 (例：和式トイレから洋式トイレへの交換や手すりの設置など)
- ③克雪化工事 (例：屋根に雪止め、融雪設備を設置する工事など)
- ④県産木材使用工事 (例：リフォーム工事に使用する木材が県産木材)

以上の工事内容で、「県補助費対象工事基準点算出表」の下記の基準点数を満たすこと。

- 総工事費 50 万円未満の場合：5 点以上
- 総工事費 50 万円以上の場合：10 点以上

●世帯要件について

○新婚世帯

婚姻してから5年以内の世帯。(申請時は未婚であるが、完成時までに婚姻する場合も可。)

○移住世帯

- ① 令和2年4月1日以降に世帯員全員が県外から東根市に移住した世帯。(リフォーム後の移住も可。)
- ② 平成23年3月11日に東日本大震災の被災地(岩手、宮城、福島各県に限る。)に住所を有しており、令和2年3月31日までの間に東根市内に転入し、本市に転入する直前の市町村に住所を有していた世帯全員が転入届をし、新たに起きた世帯。

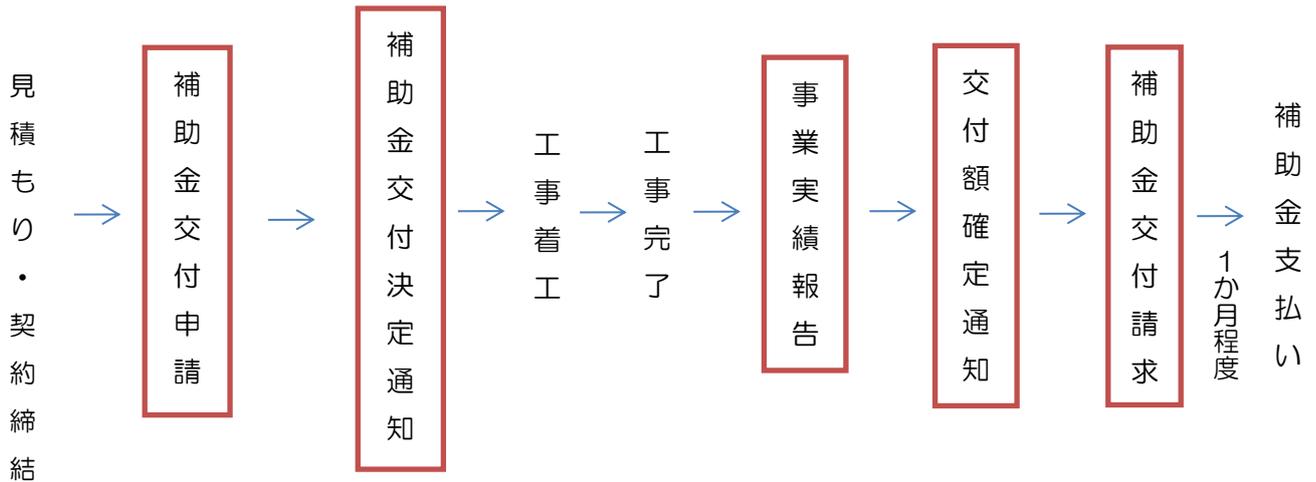
○子育て世帯

平成19年4月2日以後に出生した世帯員がいる世帯をいう。

○一般世帯

上記の世帯に該当しない世帯。

●手続きの流れについて（新築・リフォーム共通）



1 補助の対象となる要件

① 東根市に住民登録し、居住し、住宅を所有している方であること。
・新築される方、中古住宅を購入して行うリフォーム工事、空き家（売買により取得した空き家は中古住宅診断を実施したものに限る。）を活用するリフォーム工事を行う場合は、県外や市外に居住している方も対象となります。
② 申請者および該当する世帯員全員が市税等を滞納していないこと。
③ 未着工の工事であり、東根市内の業者が施工する工事であること。
・リフォーム工事をされる方で、県の補助金を受ける場合は、東根市内の業者であり、かつ山形県内に本店を有する事業所である必要があります。
・東根市内の業者とは、東根市内で事業を営む個人事業者、法人事業者をいいます。見積書や契約書、請求書等に記載する住所が東根市内になっていないものは対象外です。
・すでに工事を完了したもの、着工しているもの、補助金交付決定前に着工したものは対象外となります。
④ 住宅（母屋）に係る工事経費が10万円以上（税込）のもの。
・住宅等を増築する工事のうち、増築部分のみで独立した機能（風呂、トイレ、台所、居室）を有する場合、補助金の対象工事には該当しません。
⑤ 市単独補助の場合は、令和8年3月17日までに実績報告書を提出できるもの。 県要件に該当する補助の場合は、令和8年2月17日までに実績報告書を提出できるもの。
・申請受付は予算が無くなり次第、終了となります。
⑥ 自己の居住用に建築もしくは取得した住宅で、現在当該住宅に住民登録がない場合は実績報告書の提出期限までに住民登録を行い、住民票謄本を提出すること。
・集合住宅は、居住部分のうち個人所有の部分、店舗や事務所等の併用住宅では居住部分のみが対象となります。
⑦ 補助対象となる工事の内容が、市が実施する他の補助制度を利用しないこと。

- ・同一の工事内容に対して、原則、重複して東根市の補助を受けることはできません。ただし、工事内容を分けた場合は、それぞれの工事毎に複数の補助制度を利用することが可能です。
- ・東根市定住促進事業進助成金、東根市結婚新生活支援事業補助金、東根市省エネ住宅普及促進事業費補助金は本制度と併せて利用することができます。

⑧ その他 注意事項

- ・この補助金は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間で、住宅一戸につき一回限りとします。
- ・契約に基づいて実施する工事が補助対象であり、自らが所有する住宅をご自身で施工されるものは対象外です。

上記の要件に該当する方は、新築・リフォーム補助の対象となります。

新築工事の補助率は10%（市の補助のみ）、上限額は15万円になります。

リフォーム工事は世帯要件によって補助率、上限額が異なります。

2 交付申請

新築とリフォームでは提出書類が異なります。（リフォームの場合でも、該当する世帯要件によって提出書類が異なります。）

申請書類は、窓口を持参してください。（郵送での受付はいたしません。）

★ 必要書類（共通） ★

書 類 等	特 記 事 項
申請書	
見積書（コピー可）	<ul style="list-style-type: none"> ・施工業者の記名、捺印のあるもの ・内訳のわかるもの
工事計画図 （平面図等、間取りがわかるもの）	<p><新築工事></p> <ul style="list-style-type: none"> ・立面図及び平面図 <p><リフォーム工事></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフォーム工事前後の違いがわかる図面で、工事箇所、工事内容を書き込んだもの（色分けや斜線等で明示すること） ・外壁工事の場合は立面図 ・屋根工事の場合は伏図または立面図

カタログの写し、性能比較表	<p>製品の性能が要件となっている場合には、カタログ等で性能の確認が必要となります。</p> <p><例> 複層ガラス、断熱外壁材、ユニットバス（段差解消）、自動開閉式便座、便器（便器の座高）</p>
住宅の案内図	住宅地図のコピー等
工事着工前の写真	※9ページの【写真撮影時の注意事項】をご確認ください。
住民票謄本(コピー不可)	世帯主、続柄、本籍、筆頭者が記載されているもの おおむね3か月以内に取得したもの
戸籍謄本(コピー不可)	住宅の所有者と申請者が異なり、住民票の続柄の欄で確認できない場合には、申請者と所有者の関係性を確認するため、戸籍謄本の提出が必要です。
市税等情報確認承諾書 (東根市に住民登録のある方) 納税証明書 もしくは非課税証明書 (コピー不可)	<ul style="list-style-type: none"> 申請者及び申請に係る18歳以上のすべての世帯員の氏名と生年月日を記入してください。 <p>※<u>現在 東根市に住所のない方、令和6年1月2日以降に東根市に転入された方は、こちらの承諾書に加え、令和6年1月1日に住所のあった市町村役場から発行された申請に係る18歳以上の世帯員全員の申請時点で最新の納税証明書、もしくは、非課税証明書</u>が必要です。</p>
住宅の所有者がわかる書類	<p><新築工事></p> <ul style="list-style-type: none"> 建築契約書のコピー等 <p><リフォーム工事></p> <ul style="list-style-type: none"> 居宅部分の固定資産税の課税明細書や登記簿のコピー等、中古住宅購入後のリフォーム工事の場合は売買契約書のコピー等 固定資産税の課税明細書のコピーを提出される方は、<u>申請時点で最新のものを提出してください。最新のものが</u>ない場合は、税務課で居宅部分の「固定資産税台帳記載事項証明書」を申請し、提出してください。
県補助費対象工事基準点算出表	県補助を受ける場合のみ必要です
工事契約書または工事請書	<p>新築工事、県補助を受ける場合には必須です。</p> <p>市補助のみの方は必須ではありませんが、工事内容や支払関係のトラブルを防止するために契約を締結してください。</p>

↓↓ 以下の書類は該当する方のみ必要です ↓↓

各世帯要件により申請時の添付書類（共通）に追加で書類の提出をお願いする場合があります。

1 移住世帯

① 住民票除票（除かれた住民票の写し）

従前の住所地での世帯員全員の転入を確認するため、提出が必要になります。

② 申請時点で最新の納税証明書（非課税の場合は、非課税証明書）

令和6年1月2日以降に東根市に転入された方は、令和6年1月1日に住所のあった市町村役場から発行された証明書が必要になります。

2 新婚世帯

① 戸籍謄本

ただし、申請時に入籍していない場合で実績報告提出時までに入籍予定の場合には実績報告時に提出してください。

3 子育て世帯（出生予定の子がいる場合）

① 出生予定日が確認できる部分の母子手帳のコピー

出生予定の子を含めて子育て世帯の要件を満たす場合には、出生予定日が確認できる部分のコピーの提出が必要となります。

4 寒さ対策・断熱化工事

① 断熱リフォーム工事チェックリスト

県の要件工事①に該当する窓・屋根・天井・床等の断熱改修工事の場合には、チェックリストの提出が必要となります。

5 県産木材使用工事

① 県産木材使用量計算書

県の要件工事④に該当する方は、県産木材を一定量使用することが条件となっているため、使用量計算書の提出が必要となります。

3 変更(廃止)承認申請

工事着工後、申請の内容に変更が生じる場合は、変更に係る部分の工事について着工前に変更承認申請をして、承認を受けてから着工する必要があります。また、値引き等で補助金の交付額に変更が生じる場合にも変更申請が必要になります。

工事を廃止する場合も申請が必要です。書類は窓口を持参してください。（郵送での受付はいたしません。）

ただし、次の場合は変更承認申請をする必要はありません。

- ・補助金の額が2割以内の減額となるものまたは工事内容の軽微な変更（軽微な変更該当するかどうかは都度ご相談ください。）

★ 必要書類 ★

書 類 等	特 記 事 項
変更承認申請書	
変更に係る見積書（コピー可）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工業者の記名、捺印のあるもの ・ 内訳のわかるもの
変更に係る工事計画図（平面図等）	
変更工事着工前の写真	※9ページの【写真撮影時の注意事項】をご確認ください。
工事変更契約書または工事変更請書	新築工事、県補助を受ける場合には必須です。 市補助のみの方は必須ではありませんが、工事内容や支払関係のトラブルを防止するために契約を締結してください。

4 実績報告

工事完了後、速やかに実績報告が必要です。必要書類を窓口へ提出してください。（郵送での受付はいたしません。）

実績報告の締め切りは市単独補助の場合は令和8年3月17日、県要件に該当する補助の場合は令和8年2月17日です。期限を過ぎた場合は、補助金の交付ができなくなりますのでご注意ください。

★ 必要書類 ★

書 類 等	特 記 事 項
実績報告書	
領収書のコピー	発行者の捺印のあるもの
工事明細書または請求書（コピー可）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工業者の記名、捺印のあるもの ・ 内訳のわかるもの ※領収書と、工事明細書または請求書の金額が同額になっているか必ず確認してください。端数值引き等をした場合は、必ず明記してください。
工事完了後の写真 工事途中の写真	※9ページからの【写真撮影時の注意事項】をご確認ください。 配管工事や断熱化工事等完成後に見えなくなる箇所については、工事途中の写真を提出してください。

↓↓ 以下の書類は該当する方のみ必要です ↓↓

書 類 等	特 記 事 項
住民票謄本(コピー不可)	新築、中古住宅購入後のリフォーム工事等で、交付申請時に補助金の対象となる住宅に住居登録がなかった方は提出が必要になります。
戸籍謄本 (コピー不可)	新婚世帯において、申請時に婚姻予定であり、実績報告日までに入籍した方は提出が必要になります。
やまがた県産木材利用センター発行の販売管理票のコピー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の要件工事④に該当する方 ・ 合板使用の場合は工事途中の写真での確認になります。
県産木材使用量計算書	県の要件工事④に該当する方

5 補助金請求

請求書に必要事項を記入押印し、提出してください。

窓口への持参、郵送どちらでも可能です。

※やむを得ず申請者以外の口座に入金を希望される場合は、委任状の提出が必要です。

別世帯の方の口座に入金を希望される場合は、委任状の提出のほか、申請者の方との関係を示す書類等の提示をお願いする場合があります。(戸籍謄本等)

請求書を提出後、一か月程度で入金となりますので、ご自身で記帳し、入金を確認してください。

【写真撮影時の注意事項】

- ・ カラープリントしたもので、L判程度の大きさ (8.9×12.7センチ程度のもの) で印刷したものを提出して下さい。
- ・ 写真はカメラを縦にせず横向きで撮影したものに統一して下さい
- ・ L判の写真で提出する場合は、A4コピー用紙等へ貼り付けし、余白にどの箇所の写真であるかを明記して下さい。
- ・ 実績報告時には、《着工前》・《工事途中》・《完了後》の順で写真を整理し提出して下さい。

《着工前》

新築工事・・・更地の状態を撮影したもの。住宅を解体後に新築する場合は、解体前の住宅を撮影したもの。

リフォーム工事・・・住宅全体(外観)および工事を行う箇所すべてを撮影したもの。

※県の要件工事に該当するか否かではなく、見積もりに記載されているすべての工事箇所を撮影したものがが必要です。

- ・高効率給湯器等の設置工事で、工事前後で設置場所が異なる場合は、設置予定の場所も撮影してください。
- ・段差解消や便器、浴槽等の高さが変わる工事を行った場合は、床からメジャーをあてて、全体および測定値のアップを撮影してください。
- ・二重建具、複層ガラス設置等工事を行う場合は、できるだけ近づいて窓枠全体を撮影してください。着工前のガラスが単板ガラスであれば、それが確認できるように撮影してください。(障子、カーテンを閉めた状態で撮影したものは不可)
- ・屋根等の工事で足場等を組まないと撮影できない箇所については、撮影できる箇所で構いません。ただし、交付決定後に足場を組んでから着工前までに撮影をし、実績報告時に合わせて提出してください。

《工事途中》

配管工事や断熱化工事等、完成後に見えなくなる箇所については、工事途中の写真を実績報告時に合わせて提出してください。

例：ロードヒーティング、断熱工事、配管工事 等

《完了後》

新築工事・・・住宅全体(外観)および住宅内部を撮影したもの。

※外観はできるだけ東西南北の4方向から撮影してください。

住宅内部については、すべての部屋を撮影する必要はありませんが、水廻りや居室など内装工事も終わっていることがわかるように撮影してください。

リフォーム工事・・・申請時に提出した写真と同じアングルで撮影し、工事前後の違いが明確にわかるようにしてください。(移設した場合や、同じアングルでは型番が写らない場合等は除きます。)

- ・便器、浴槽等の高さが変わる工事を行った場合は、床からメジャーをあてて全体および測定値のアップを撮影してください。
- ・浴室の段差解消工事を行った場合には、着工前より段差が低くなっていることが条件となっていますので、床からメジャーをあてて測定値のアップを撮影してください。
また、居室や廊下等の段差解消工事の場合は、完成時に実測値で見切材を入れても5mm以下であることが条件となっていますので、床（見切材を含めない）からメジャーをあてて測定値のアップを撮影してください。
- ・複層ガラス設置等工事を行った場合は、窓枠全体と、複層ガラスであることが確認できるように窓枠の一部を接写してください。二重建具工事の場合は、内窓を半分程度開き、二重になっていることが確認できるよう撮影してください。また、窓枠に二重建具であることがわかる商品名等がついている場合は、その部分をアップで撮影してください。
(障子、カーテンを閉めた状態で撮影したものは不可)

記載例

様式第1号 (第6条関係)

令和 7 年 4 月 1 日

東根市長 殿

申請者 住 所 **東根市中央一丁目1-1**

氏 名 **東根 太郎**

電話番号 **0237-42-1111**

令和7年度東根市住まい応援事業費補助金交付申請書

東根市住まい応援事業費補助金の交付を受けたいので、令和7年度東根市住まい応援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 工事内容	<input type="checkbox"/> 新築工事 <input checked="" type="checkbox"/> リフォーム等工事 (浴室改修工事) 工事完了予定日: 令和7年5月30日		
2 リフォーム工事要件	<input type="checkbox"/> 市補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 県補助あり		
3 世帯要件	<input checked="" type="checkbox"/> 一般世帯 <input type="checkbox"/> 移住世帯 <input type="checkbox"/> 新婚世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯		
4 補助対象工事費	市補助対象工事費 (税込)	金	1,500,000 円 (A)
	県補助対象工事費 (税込)	金	1,500,000 円 (B)
5 補助金申請額 ※1,000円未満切捨て記 入のこと	金	120,000 円 (C)	合 計 (C) + (D) 240,000 円
	金	120,000 円 (D)	

【補助金申請額 算出根拠】

要件	市単独 (県要件非該当)	一般世帯 (県要件該当)	移住・新婚・子育て世帯 (県要件該当)
市補助費 (C)	上記 (A) × 1/10 15万円上限	上記 (A) × 1/10 12万円上限	上記 (A) × 1/6 15万円上限
県補助費 (D)		上記 (B) × 1/10 12万円上限	上記 (B) × 1/6 15万円上限